## 課からのお知

#### 吉備庁舎住民課

# 対象年齢拡大 子ども医療費助成事業

での間にある人)の医療費が無料となります の人(18歳に達する日以後最初の3月31日ま 療費助成事業を、9月1日から高校生世代 にも適用します。 この制度拡大により、町内在住の18歳まで 小中学生を対象に実施している子ども医

## ●申請手続き

※婚姻している人などは除く。

認いただき、申請窓口までお越しください。 生まれた人)がいるご家庭には、 12年4月2日から平成15年4月1日の間に に申請書を送付しています。 同封の案内で記入方法・必要な物をご確 対象となる高校生世代のお子さま(平成 6月下旬

# ■子ども医療費受給資格証の差し替え

手続きは不要です。

す。それまでは、現在お持ちの受給資格証 の3月に、新たな受給資格証を送付予定で をお持ちの人については、有効期限終了年 をご利用ください。 現在、中学校卒業まで有効の受給資格証

# 各種受給者証・認定証の 有効期限は7月31日です!

## などの更新申請手続き 「国民健康保険限度額適用認定証

月以降に該当になる場合もあります。 ない場合や、現在該当していなくても、 月まで該当していても、8月以降は該当し 認定証は、それぞれ更新手続きが必要です。 所得の変動や世帯構成の変更などで、7 有効期限が7月31日になっている次の

### 対象者

- ■国民健康保険限度額適用認定証/町県民 税が課税されている世帯の人
- 国民健康保険限度額適用・標準負担額減 未満の人 額認定証/町県民税非課税世帯で75歳

#### 申請

※他の医療費助成制度などで医療費が全額

助成されている場合は対象外ですので

- ●申請時期/7月25日(水)
- ●手続きに必要な物/印鑑・保険証

# 「国民健康保険高齢受給者証」の更新

交付している「高齢受給者証」の有効期限 からは必ず、新しい高齢受給者証をお使い しい高齢受給者証を郵送交付します。8月 が7月31日に切れますので、7月下旬に新 70歳から74歳の国民健康保険加入者に

## 更新手続き 「老人医療費受給者証」の

請手続きが必要です。 況は毎年変動することから、毎年、 療費の助成制度です。所得や資産の保有状 ⑤の全ての用件を満たす人を対象にした医 満67歳以上70歳未満の人で、次の①~ 更新申

に案内と申請書を送付します。 なお、現在受給している人には、 事 前

遅れる場合があるのでご注意ください。 手続きが遅れた場合は、資格の適用

### 受給要件

②世帯全員の収入の合計が、次の基準以下 ①世帯全員の町県民税が非課税であること。 であること(遺族年金、障害者年金など

ください。

※今年度から、国民健康保険制度の広域化 に伴い、各様式が変更されます。

## ・一部負担金の割合

ただく一部負担金の割合が 70歳から、医療機関などでお支払い

- 現役並み所得者…3割
- ・その他の人…2割(誕生日が昭和19年4 月1日以前の人は1割

となります。一部負担金の割合は、受給者 証に記載されます。